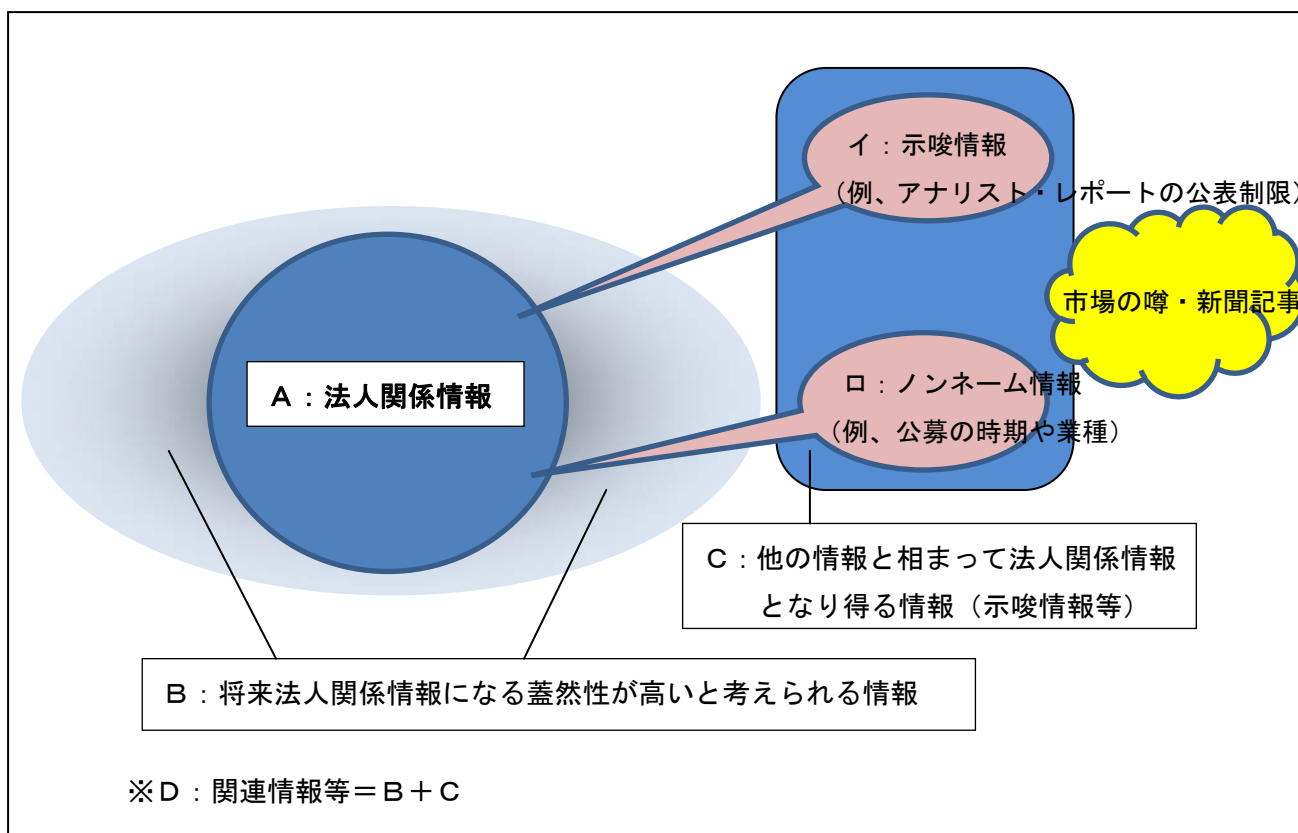


法人関係情報と関連情報等

平成 25 年 1 月 11 日

ワーキングメンバーからの意見と検討事項

A : 法人関係情報

- ☒ 規則第 2 条第 1 号にて「金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう」と定義しており、本ワーキングにおいても合意済み

B : 将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報

- ☐ 前広に法人関係情報として捉え（管理する）、新たな定義は不要との意見あり

C : 他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（示唆情報等）

- ☒ 字句修正の意見はあるものの、新たな定義をすることについて不要との意見はなし

D : 関連情報等

- ☐ B の整理により、関連情報等の定義は必要か、又その範囲をどうするかを検討する

「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方についてのご意見等

平成 25 年 1 月 11 日

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
(定 義) 第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・この規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同じとする。 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、その時点では法人関係情報ではないが、<u>将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）について、取得の報告や伝達制限の対象とすることが考えられる。 ・協会員は、<u>自社の業態や規模等に応じて、</u>それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「示唆情報等」という。）に関しても業務上必要な場合を除き伝達を制限することが考えられる。例えば次のようなものが該当すると考えられる。 イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 …例えば、増資案件が存在することをほのめかした場合の当該情報が該当すると考えられるが、直接的に法人関係情報の取得をほのめかす場合に限らず、管理部門がアナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や、営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 …例えば、<u>法人関係情報を取得した又は取得している場合において</u>、銘柄名は伝達せず、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達する場合における当該情報も示唆情報等となり得ると考えられる。（市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。） ※以下、この「考え方」において、その時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と、示唆情報等を合わせて「<u>関連情報等</u>」という。	○意見の概要 ・例示にある「将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」を既に法人関係情報として前広・幅広に捉え、管理・運用している協会員もいることから、新たに定義する必要はない。 ○個別意見及び修正案 ①意見 ・法人関係情報の管理について、<u>例示の情報は、既に前広に捉えて保守的に法人関係情報として管理する運用体制が取られている</u>と考えられる。従って、「将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」として<u>新たな定義を用いる必要性は低い</u>ように思える。この点を鑑み、例えば、以下のように定めてはどうか。また、以下のように定めることにより、「<u>関連情報等</u>」の定義は<u>不要</u>と考える。 →修正案 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、例えば、具体的方法の決定には至っていないが一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等<u>一定の蓋然性を持つと考えられる情報を取得した場合、前広に捉えて法人関係情報とし、</u>取得の報告や伝達制限の対象とすることが考えられる。 ②意見 ・考え方では、法人関係情報の他に「<u>蓋然性の高い情報</u>」を管理対象とするように読める。<u>各社は蓋然性の高い情報も前広に「法人関係情報」として管理しているのが実状であると認識</u>している。それを<u>明確にするために修正が必要</u>ではないかと考える。 ・「<u>蓋然性の高い情報</u>」を法人関係情報とは別扱いとして管理している会社は、<u>協会の考え方の記載でも良い</u>と思う。ただ、その場合においても、「考え方」には、各社においてそれぞれの対応が採れるような、<u>両論併記の形式でお願いしたい</u>。 →修正案 ・「…将来、<u>法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）<u>も法人関係情報として捉え、</u>…」 ③意見 ・前広・幅広に「法人関係情報」を認定し管理を行っている（取得の報告や伝達制限の対象としている）と協会員が自己認識している場合、ことさら「<u>法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>」という管理区分を立てる必要性に乏しい。このような認定目線の運用実態があれば「考え方」に沿った管理がなされていると考えるがいかがか。 →修正案 ・「法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報」を「<u>法人関係情報になる蓋然性が高いと各協会員が判断する情報</u>」へ修正しては<u>どうか</u>。 ・協会員各社が、それぞれ対象となる情報を定めるため、その点を明確化した方が良いと考える。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（社内規程の制定） 第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・法人関係情報の消滅としては、例えば次のようなものが考えられる。 イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 ロ 発行体等から当該案件の中止の決定について連絡を受けた場合 <u>なお、将来法人関係情報になり得る情報として管理している場合において、一定期間（期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該案件について法人関係情報となるような進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。</u> ・法人関係情報の消滅又は抹消手続としては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。 イ 法人関係情報取得者が当該情報の消滅を知った場合の報告方法（使用文書又は使用システム等） ロ 管理部門における当該法人関係情報の抹消方法 ハ 法人関係情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）	①意見、修正案 ・第2条における①意見に関連し、法人関係情報の消滅について、「なお書き」の部分は、「なお、法人関係情報を前広に捉えて管理している場合において」と定めた方が適切ではないか。 ②意見 ・第2条における②意見のとおり、蓋然性の高い情報も法人関係情報として整理することから、法人関係情報の進展のない場合として記載することで足りると考える。 →修正案 ・「なお、法人関係情報として管理している場合において、（略）当該案件について進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。」

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（社内規程の制定） 第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 6 禁止行為に関する事項	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・禁止行為に関しては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。なお、当該禁止行為の適用除外となる者又は行為（例、法人関係部門内での情報伝達、M&A業務における社外の関係者への伝達等）は、協会員の業態や社内組織等に応じて適宜規定することが考えられる。 イ 法人関係情報は、所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨 ロ 第2条第1号の考え方で示した、<u>関連情報等</u>についても<u>所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨</u> ハ 法人関係部門以外の部門の者から法人関係部門又は管理部門に対して、法人関係情報及び<u>関連情報等</u>（対象とする<u>関連情報等</u>の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨 ニ アナリストに対して、法人関係情報<u>及び関連情報等</u>の有無を詮索する行為（自社の規則や業務フロー等に照らしてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨 ホ 法人関係部門又は管理部門の者は、法人関係部門又は管理部門以外の部門の者から、法人関係情報又は<u>関連情報等</u>及びその取得に関する照会があった場合は回答してはならない旨 ヘ 法人関係情報又は<u>関連情報等</u>に基づいて自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 ト 役職員は、法人関係情報又は<u>関連情報等</u>に基づいて自己投資を行ってはならない旨 チ 顧客に対して法人関係情報又は<u>関連情報等</u>を提供して勧誘を行ってはならない旨	①意見 ・第2条における①意見に従い、ここに定める「<u>関連情報等</u>」の文言については、全て「<u>示唆情報等</u>」に改めることが適切と考える。 ②意見 ・第2条における②意見のとおり、<u>関連情報等は示唆情報などに限定することから、完全に伝達禁止とすること</u>で問題ないと考える。<u>蓋然性の高い情報は法人関係情報に含めているので、（仮にそれを示唆することだけであっても）「イ」の規定だけで足りる</u>と考える。 →修正案 ・ロ 第2条第1号の考え方で示した、<u>関連情報等</u>についても社内及び社外ともに伝達禁止である旨」

その他のご意見等

平成 25 年 1 月 11 日

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（目 的）第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・この「規則の考え方」は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正使用による不公正取引を防止するためには、社内の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。	①質問 この「規則の考え方」で示された情報管理方法（例えば、「法人関係情報の取得の報告や伝達制限」「将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の取得の報告や伝達制限」「示唆情報等の伝達制限」など）は、法人関係情報の適切な管理を行うための一つの考え方であり、協会員は、必ずしもこの「規則の考え方」に記載されたすべての項目について社内規則に規定しなければならないものではなく、自社の業態や規模等に応じて、この趣旨を踏まえた態勢整備を行えばよいと考えてよいか。その場合は、第 1 条の考え方にその旨を記載してほしい。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（定 義）第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・この規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同じとする。 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、その時点では法人関係情報ではないが、将来、 <u>法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u> （例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）について、取得の報告や伝達制限の対象とすることが考えられる。 ・協会員は、 <u>自社の業態や規模等に応じて、</u> それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「示唆情報等」という。）に関しても業務上必要な場合を除き伝達を制限することが考えられる。例えば次のようなものが該当すると考えられる。 イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 …例えば、増資案件が存在することをほのめかした場合の当該情報が該当すると考えられるが、直接的に法人関係情報の取得をほのめかす場合に限らず、管理部門がアナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や、営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可と	①意見 ・左記 2 つめの「・」は法人関係情報を取得していない場合においての留意点、3 つめの「・」は法人関係情報を実際に取得した又は取得している場合においての留意点であることを明示した方が、考え方の意図がはっきりするのではないか。 ・左記 2 つめの「・」の措置が例示であることの明示、及び電子ファイルを含む書類の管理を追加してはどうか。 ・取得の報告は一元管理を想起させるが、外延が不明確な法人関係情報になる蓋然性の高い情報を網羅的に報告させる一元管理は現実的でない。一方、その伝達制限や書類等の管理をすることで管理態勢の強化は達成されうるものである。仮に、取得の報告を残す場合は努力義務である旨を明示してほしい。 ・左記 2 つめの「・」に「取得の報告や伝達制限の対象とすることが考えられる。」とあるのを、3 つめの「・」の「業務上必要な場合を除きで伝達を制限することが考えられる。」と同様の記載に修正してはどうか。 →修正案 ・この規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同じとする。 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、 <u>法人関係情報を取得していない場合においても、その時点では法人関係情報ではないが、将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u> （例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）について、 取得の報告や <u>例えば当該情報の記載された電子ファイルを含む書類の管理や業務上必要な場合を除き</u> 伝達制限の対象とすることが考えられる。 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、 <u>法人関係情報を取得した又は取得している場合においては、</u> それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「示唆情報等」という。）に関しても業務上必要な場合を除き伝達を制限することが考えられる。例えば次のようなものが該当すると考えられる。」

されている旨を伝達する場合の当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 ロ　いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 …例えば、<u>法人関係情報を取得した又は取得している場合において</u>、銘柄名は伝達せず、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達する場合における当該情報も示唆情報等となり得ると考えられる。（市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。） ※以下、この「考え方」において、その時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と、それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報を合わせて「<u>関連情報等</u>」という。	②意見 ・将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の管理方法は各社の業態や規模等によって、実効性のある方法が異なると考えられることから限定的な例示を行うかわりに管理対象となり得ることを明示してはどうか。 →修正案 ・（略）将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）について、取得の報告や伝達制限の<u>情報管理</u>の対象とすることが考えられる。 ③意見 ・カッコに記載されている例だと、どのタイミングで管理するのかの判断が難しく、より具体的な例示でないと各社によってかなりバラツキがでるものとする。また、解除できない情報が増えるなど管理部署の負荷が大きくなる虞がある。 ④意見 ・「資金調達ニーズ」ではローンや普通社債発行も含まれるように読めるため、「資本調達ニーズ」としてはいかがか。 →修正案 ・「（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金<u>資本</u>調達ニーズに関する情報等）・・・」 ⑤意見 ・特別会員にあっては登録金融機関業務が本規則の対象となる点を明確にするため、括弧内の例示を以下のとおり修正して欲しい。 →修正案 ・「（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される<u>市場を通じた</u>資金調達ニーズに関する情報等）・・・」 ⑥意見 ・「示唆情報等」の管理が問題となるのは、法人関係情報を取得している場合の、当該法人関係情報の管理に関する局面であることを明確化したい。先に公表された「対応要綱」と平仄をとるべく以下のように修文してはどうか。（前条条件を明示し、例示イが「それを示唆する情報」例示ロが「他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報」と照応するようにする） →修正案 ・「協会員は、自社の業態や規模等に応じて、<u>法人関係情報を取得している場合において、それを示唆する情報</u>やそれ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「示唆情報等」という。）に関しても・・・」 ⑦意見 ・趣旨明確化、および上の文との平仄の観点から、下線①を追加。他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報だけでは、「示唆情報等」の定義として不十分と思われる下線②を追加してはどうか。 →修正案 ・「協会員は、自社の業態や規模等に応じて、<u>①法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、②法人関係情報を取得している場合における、それを示唆する情報</u>や、それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、<u>あわせて</u>「示唆情報等」という。）に関しても業務上必要な場合を除き伝達を制限することが考えられる。」
--	---

	⑧意見 ・協会の法人関係情報管理部門は、法人関係情報の有無の審査を行い、法人関係情報を取得した銘柄を注目銘柄等に掲げていないことに拠る。管理部門がアナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合は、法人関係情報の取得を示唆する行為と考えることになったことから、この行為自体は禁止行為ではないことを明確にしてはどうか。なお、修正案の「所定の手続き」とは、法人関係情報の有無の審査をいう。 →修正案 ・「イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 …直接的に法人関係情報の取得をほのめかす場合に限らず、管理部門が<u>所定の手続きに従って</u>アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する…」 ⑨意見 ・インサイダー取引に繋がる法人関係情報は、増資案件だけに留まらないことから、ここでは具体例は不要と思料する。 →修正案 ・「イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 例えば、増資案件が存在することをほのめかした場合の当該情報が該当すると考えられるが、直接的に…」 ⑩意見 ・アナリスト・レポートやブロック・トレードの制限は引受管理や利益相反管理のために必要な場合があることから、当該管理行為自体を制限するような書き方では無く、かかる情報の伝達も示唆情報の伝達に該当する場合があることを示し、法人関係規則上の管理対象となり得る（不適切な情報伝達、使用の禁止）ことを明確にしてはどうか。 →修正案 ・「イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 …直接的に法人関係情報の取得をほのめかす場合に限らず、<u>引受管理や利益相反管理の必要性から</u>管理部門がアナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や、営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる<u>ことに留意する。</u>」 ⑪意見 ・いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報について伝達が禁止されるのは、「法人関係情報を取得した又は取得している場合」が前提となっていることを明確にして頂きたい。 →修正案 ・「※以下、この「考え方」において、その時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と、それ自体では法人関係情報ではないが、<u>法人関係情報を取得した又は取得している場合において、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報を</u>合わせて「関連情報等」という。」
--	---

	⑫意見 ・市場における噂という表現は、非常に曖昧であり、「噂ですが」と前置きして法人関係情報を示唆することも考えられることから、自主規制規則の考え方に表記するのは好ましくないと思料する。 →修正案 ・「ロ　いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 ・・・（市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の・・・）」 ⑬意見 ・「市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。」は、全体に適用されるものである。 →修正案 ・「・・・例えば次のようなものが該当すると考えられるが、<u>市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。</u>・・・」 ・「ロ　いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 ・・・（市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。）」 ⑭意見 ・一般的な情報を聞くための最低限の情報伝達であり、そこから法人関係情報を推察される惧れのないような場合には、一部情報の伝達は可能であると考えことから、その旨が分かる文言とした。 →修正案 ・「ロ　いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 ・・・増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について<u>法人関係情報を示唆してしまうような相当程度に具体的な情報を</u>伝達する場合・・・」 ⑮修正案 ・「ロ　いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 ・・・（<u>法人関係情報を取得していないものが、市場における噂や新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。</u>）」 ⑯質問 ・「法人関係情報を取得した」と「法人関係情報を取得している」とを敢えて分けて記載したのはどういう意図でしょうか？（状況として何が違うのでしょうか？）
--	---

	⑰意見 ・関係情報等の範囲は、協会員共通の定義をすることが難しく、各協会員が、実効性の高いかたちで活用するものであることから、その旨を明確化してはどうか。 →修正案 ・「※以下、この「考え方」において、その時点では法人関係情報ではないが、<u>将来、法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>と、それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報<u>示唆情報等</u>を合わせて「関連情報等」という。<u>尚、関連情報等の範囲は、協会員が自社の業態や規模等に応じて検討する。</u>」 ⑱意見・修正案 ・「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」での記載に合わせて、「示唆情報等」を「関連情報」に変更してはどうか。 ⑲質問 ・関連情報等の管理は、法人関係情報の管理ではないことから、各社で定めた社内規則に違反したとしても、自主規制規則の違反に直結するものでないことを確認したい。 ⑳意見 ・元顧問が関与したインサイダー事件の重大性を踏まえ、自社情報の管理についても念押しする必要があると考える。 →修正案 ・「この規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同じとする。<u>なお、上場している協会員、親又は子会社が上場している協会員、上場会社の連結対象となっている協会員においては、自社の情報（決算情報ほか）が法人関係情報となることに留意する。</u>」
--	---

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（社内規則の制定）第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、協会員の業態や規模等に応じて、必ずしも社内規則にすべて規定するのではなく、特定の部門における部門内規則や具体的方法等に関する社内ガイドライン等で規定することも考えられる。	①質問 ・業態・規模等によっては、法人関係情報が全くないとは言い切れないまでも、殆ど規制の対象となる情報入手の可能性のない場合もあり、特に 1 ～ 5 の「手続に関する事項」は、必ずしもそれぞれ別個に規定を設けるのではなく、社内実態に合わせ、これらの事項のうち複数のもの又はすべてを包括的に盛り込んだ規定としてもよいか。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・法人関係情報の<u>消滅</u>としては、例えば次のようなものが考えられる。 イ 発行体等が<u>当該情報について開示書類等により公表した場合</u> ロ 発行体等から当該案件の中止の決定について連絡を受けた場合 <u>なお、将来法人関係情報になり得る情報として管理している場合において、一定期間（期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該案件について法人関係情報となるような進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。</u> ・法人関係情報の消滅又は抹消手続としては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。 イ 法人関係情報取得者が当該情報の消滅を知った場合の報告方法（使用文書又は使用システム等） ロ 管理部門における当該法人関係情報の抹消方法 ハ 法人関係情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）	①意見 ・イ、ロのように明確な基準があてはまらない場合は、時間の経過及び合理的な判断とすることで一定の時間という形式基準だけで安易に抹消することを防いではどうか。 →修正案 ・「法人関係情報の消滅としては、例えば次のようなものが考えられる。 イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 ロ 発行体等から当該案件の<u>公表前に</u>中止の決定について連絡を受けた場合 <u>ハ 相当な期間を経過したにもかかわらず、具体的な進展がみられずかつ合理的に判断した結果投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は当該情報を抹消することが考えられる。</u> なお、将来法人関係情報になり得る情報として管理している場合において、一定期間（期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該案件について法人関係情報となるような進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。」 ②意見 ・法人関係情報の消滅については、必ずしも発行体等による自発的な中止連絡や公表があるものとは限らないため、前段に以下のように定めてはどうか。 →修正案 ・「<u>発行体等から法人関係情報を取得した者及び管理部門は、管理している法人関係情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、情報管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があることに留意する。</u>」 ③意見 ・左記のなお書きで一定期間を各社が定めるとあるが、一定期間の経過を定めたとしても、一定期間の経過で一律に消滅させることは法文に反する。結局、「法人関係情報となるような進展がみられない」という要件にかかることになるのであれば、左記のように法令に忠実な記載とすべきではないか。 →修正案 ・「<u>ハ 時間の経過その他の事情により、顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められる情報でなくなったと合理的に判断される場合（例えば、当該案件について法人関係情報となるような進展が相当期間に渡ってみられないとき）は、当該情報を抹消することが考えられる。</u> なお、将来法人関係情報になり得る情報として管理している場合において、一定期間（期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該案件について法人関係情報となるような進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。」 ④意見 ・「ロ」の「なお」以下の抹消の考え方は当社の管理上、重要と考えている。 ⑤質問 ・確認のためのコメントだが、直近案のなお書き以下の部分は残しておく必要があるとの認識である。この部分がないと、イ又はロに該当しない場合は、案件自体が進行していない場合にも永久にリストリクションがかかったままになってしまう。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
6 禁止行為に関する事項	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・禁止行為に関しては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。なお、当該禁止行為の適用除外となる者又は行為（例、法人関係部門内での情報伝達、M&A業務における社外の関係者への伝達等）は、協会員の業態や社内組織等に応じて適宜規定することが考えられる。 イ 法人関係情報は、所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨 ロ 第2条第1号の考え方で示した、<u>関連情報等</u>についても<u>所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨</u> ハ 法人関係部門以外の部門の者から法人関係部門又は管理部門に対して、<u>法人関係情報及び関連情報等</u>（対象とする関連情報等の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨 ニ アナリストに対して、<u>法人関係情報及び関連情報等</u>の有無を詮索する行為（自社の規則や業務フロー等に照らしてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨 ホ 法人関係部門又は管理部門の者は、法人関係部門又は管理部門以外の部門の者から、<u>法人関係情報又は関連情報等及びその取得に関する照会</u>があった場合は回答してはならない旨 ヘ <u>法人関係情報又は関連情報等に基づいて</u>自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 ト 役職員は、<u>法人関係情報又は関連情報等に基づいて</u>自己投資を行ってはならない旨 チ 顧客に対して<u>法人関係情報又は関連情報等を提供して</u>勧誘を行ってはならない旨	①意見 ・当該禁止行為の適用除外となる者又は行為とするよりも、なぜ業務上必要なかが理解しやすくなるため、続く括弧書きが生きてくる。 →修正案 ・「…なお、当該禁止行為の適用除外となる者又は行為<u>あらかじめ業務上必要な場合と考えられる者又は行為</u>（例、法人関係部門内での情報伝達、M&A業務にける社外の関係者への伝達等）は、…」 ②意見 ・関連情報等の伝達については各社の規模、業態にあわせた管理方法が考えられることを考慮して記載してはどうか。 →修正案 ・「ロ 第2条第1号の考え方で示した、<u>関連情報等の伝達</u>についても<u>業務上及び管理上必要な場合を除き</u>所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨<u>（社内手続きが定められている場合は社内手続きに則らない伝達の禁止）</u>」 ③意見 ・2条の考え方イと同様に考える。 →修正案 ・「ホ 法人関係部門又は管理部門の者は、法人関係部門又は管理部門以外の部門の者から、法人関係情報又は関連情報等及びその取得に関する照会があった場合は<u>管理上必要な場合を除いては回答してはならない旨</u>（<u>管理上必要な場合であっても示唆情報の伝達に該当する場合があることに留意する。</u>）」 ④意見 ・所定の手続きを司る部署があることが前提になっているように読めるが、実務的ではないため、修正を希望。上記のとおり、関連情報等にかかる書類等の管理を実施することで弊害防止措置の強化は十分達成できると考える。 →修正案 ・「ロ ……<u>関連情報等について</u>はも所定の手続に則らない場合は<u>業務上必要な場合を除き</u>社内及び社外ともに伝達禁止である旨」 ⑤意見 ・表現を分かりやすくする観点で、イ・ロを合わせて以下の修正をしてはどうか。 →修正案 ・「イ 法人関係情報<u>および関連情報等</u>は、社内及び社外ともに、所定の手続に則らずに伝達することは禁止である旨 ロ （削除）」

	⑥質問・意見 ・ホは、業務上の照会も想定されるが、所定の手続きに則って回答することは問題ないとの理解で良いか。記載については、下線部分を追記すべきと考える。 →修正案 ・「ホ 法人関係部門又は管理部門の者は、法人関係部門又は管理部門以外の部門の者から、法人関係情報又は関連情報等及びその取得に関する照会があった場合、<u>所定の手続きに則らない場合は回答してはならない旨</u>」
--	--

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
7 その他協会員が必要と認める事項	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・その他の事項としては、協会員の業態や規模等に応じて、例えば次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。 イ 自社において法人関係情報を保有している銘柄に関するアナリスト・レポートの作成及び公表に関する手続 注) イについては、本ワーキングにおいてアナリスト・レポートの作成及び公表手続の統一化がなされた場合は、当該手続について具体的に記述する。 ロ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続 ハ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について ・上記イにおいてブラックアウトの運用を定める場合は、当該運用において結果として法人関係情報が漏えいすることがないよう、自社のアナリスト・レポートの発行手続や公表方法に照らして適切なものとなるよう留意する。 注) 本ワーキングにおいてアナリスト・レポートの作成及び公表手続の統一化がなされた場合は、それを踏まえた留意事項について具体的に記述する。	①意見 ・「ロ」は、アナリスト等が法人関係情報を持たない場合における手続等も含まれているか。 ・アナリストは一般的に頻繁に営業部門等から銘柄動向等についての問い合わせを受けており、その度ごとの手続を定めなければならないとなると相当に事務負担が増加すると考える。一方で、法人関係情報を（OTWなどにより）保有しているアナリストに対して当該銘柄等に関する問い合わせ等があった場合の措置を期待しているのであれば、以下の文言でいかがか。 →修正案 ・「法人関係情報を保有しているアナリストが、当該銘柄についての照会、問い合わせを受けた場合には、その旨を記録するなどによる管理・・・」 ②意見 ・法人関係情報の管理においては、「情報管理」と「売買管理」の両面が必要であるが、当規則においては、売買管理につき記載が欠けている。後者については、「売買管理の規則」に委ねられるところであるが、この点、考え方を明示的にすることが重要と考える。 →修正案 ・「法人関係情報に係る不公正な取引の管理（内部者取引に係る売買管理を含む）については、別途定められている「協会自主規制規則・不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」に基づき制定している売買管理のための社内規則を踏まえて、適切に実施することに留意する。」 ③意見 ・「イ」については、本考え方に記述することは問題ないとするが、注意する必要がある関係者等は「『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』の考え方」を参照される可能性が高いことから、同考え方にも記述すべきと考える。 ④質問 ・前回（12月12日）のワーキングにおいて、ロについての考え方は改めて議論するという事になったと思うが、機会は設けるのか。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（管理態勢の充実）第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、 <u>定期的な検査等のモニタリング</u> を行わなければならない。（下線部追加）	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・この規則における定期的な検査等のモニタリングとは、協会員の業態や社内組織等に応じて、例えば次のようなものが含まれると考えられる。 - イ 検査（又は監査）を担当する部署が定期的又は随時に行うもの - ロ 当該法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う随時の点検（いわゆる「自店検査」等） - ハ 当該法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的なモニタリング ・検査（又は監査）を担当する部署が行う定期的な検査（又は監査）のサイクルは、協会員の業態や規模等に応じて設定することが考えられる。 ・例えば、当該検査（又は監査）のサイクルが一定期間以上（自社の規模等に応じ、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的なモニタリング等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。 ・自店検査や日常的なモニタリングとしては、例えば、法人関係部門の管理者等が、第6条に規定する法人関係情報の管理について、本考え方に沿った適切なものとなっているかについて、自社の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管やアクセス制限の設定、通話録音や電子メール等について、随時サンプル調査を行うこと等が考えられる。 ・法人関係部門以外の部門において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門における自主点検の考え方に準じた対応を行うことが考えられる。	①質問 ・当社の内部監査では法人関係情報の拡散を防止する観点から、監査を実施する際は公表された情報をベースに適切な管理が行われているか等の監査を行っている。本記述では、実際生きている法人関係情報の管理を監査することも想定されているものか。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	
（規則の考え方）第 8 条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方」において定めるものとする。（下線部追加）	
自主規制規則の考え方	主なご意見等
・第1条の考え方のとおり、この「規則の考え方」は、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものであり、協会員に「規則の考え方」に示された内容について、一律的な対応を求めるものではない。 したがって、協会員は、この「規則の考え方」を参考にして、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要はあるが、必ずしも具体例として掲げているすべての事項について対応する必要はない。	①質問 ・念為、関連情報等の管理は、法人関係情報の管理ではないことから、各社で定めた社内規則に違反したとしても、自主規制規則の違反に直結するものでないことを確認したい。

その他意見

<質問> 報道によれば、具体的なガイドラインは2013年3月末までに策定するとあるが、名称は、「ガイドライン」なのか「自主規制規則の考え方」でいくのか。「自主規制規則の考え方」という『ガイドライン』なのか。
--

第 14 回（平成 24 年 12 月 12 日開催）ワーキング・グループにおけるご意見を踏まえた
「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方について（案）

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
（目 的） 第 1 条 この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。	・この「規則の考え方」は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。 なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正使用による不公正取引を防止するためには、社内の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
(定 義) 第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。	・この規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同じとする。 ・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正使用を防止するために、その時点では法人関係情報ではないが、将来、<u>法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報</u>（例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資金調達ニーズに関する情報等）について、取得の報告や伝達制限の対象とすることが考えられる。 ・協会員は、<u>自社の業態や規模等に応じて</u>、それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報（以下、「示唆情報等」という。）に関しても業務上必要な場合を除き伝達を制限することが考えられる。例えば次のようなものが該当すると考えられる。 イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報 …例えば、増資案件が存在することをほのめかした場合の当該情報が該当すると考えられるが、直接的に法人関係情報の取得をほのめかす場合に限らず、管理部門がアナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や、営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。 ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報 …例えば、<u>法人関係情報を取得した又は取得している場合において</u>、銘柄名は伝達せず、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達する場合における当該情報も示唆情報等となり得ると考えられる。（市場における噂や

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
	新聞記事そのもののみを伝達する場合の当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。) ※以下、この「考え方」において、その時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と、それ自体では法人関係情報ではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報を合わせて「関連情報等」という。
2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門（法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者）をいう。 3 法人関係部門 主として業務（金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。）を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。	・協会員は、自社の業態や規模等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外に、法人関係情報の適切な取り扱いのために、必要に応じて他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取り扱いを定めることが考えられる。協会員は、自社の業態や規模等に応じて、法人関係部門及び管理部門以外の全部門は共通の規定で足りると判断される場合はその他の部門を定義する必要はない。他の部門としては、例えば次のようなものが考えられる。 イ 営業部門（金融商品取引業務のうち、有価証券の売買その他取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門） ロ トレーディング部門（金融商品取引業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門） ハ 調査部門（「アナリスト・レポートの取扱いに関する規則」第2条第4号に規定する調査部門※。） ※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
(法人関係情報の管理部門の明確化) 第 3 条 協会員は、管理部門を定めなければならない。	・この規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署であることに留意する。(規則第 2 条第 2 号参照)
(社内規則の制定) 第 4 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。	・規則第 4 条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、協会員の業態や規模等に応じて、必ずしも社内規則にすべて規定するのではなく、特定の部門における部門内規則や具体的方法等に関する社内ガイドライン等で規定することも考えられる。
1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項	・法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態や社内組織等に応じて、例えば次のような事項について規定することが考えられる。 イ 取得者（役員・職員の場合それぞれ）が報告すべき相手（管理部門の長、部店長、等） ロ 取得者が報告する方法（社内システム、報告文書、等） ハ 報告を受けた者が行うべき行動（更なる上位者への報告、取得者への指示、等）

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項	・取得した情報の管理手続としては、規則第6条の考え方に掲げる事項について、協会の業態、社内組織、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。 ・このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理、その他の部門における管理の手続や方法が異なる場合は、必要に応じてそれぞれについて規定することが考えられる。
3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項	・管理部門の明確化とは、社内において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を明記することが考えられる。例えば内部管理全般を管理する部署（例、コンプライアンス部）のうち、特定のセクション（例、法人関係情報管理課）がその任に当たる場合は、その部署又は役職者（例、法人関係情報管理課長）を指定することなどが考えられる。 ・管理部門における情報の管理手続は、規則第6条の考え方に掲げる事項に準じて規定することが考えられる。
4 法人関係情報の伝達手続に関する事項	・法人関係情報は不公正取引を防止する観点から、業務上必要な場合を除き伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続（例、管理部門の承認等）について社内規則等を定めることが考えられる。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項	・法人関係情報の消滅としては、例えば次のようなものが考えられる。 - イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合 - ロ 発行体等から当該案件の中止の決定について連絡を受けた場合 <u>なお、将来法人関係情報になり得る情報として管理している場合において、一定期間（期間については各社が規定する）を経過したにもかかわらず、当該案件について法人関係情報となるような進展がみられないときは、当該情報を抹消することが考えられる。</u> ・法人関係情報の消滅又は抹消手続としては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。 - イ 法人関係情報取得者が当該情報の消滅を知った場合の報告方法（使用文書又は使用システム等） - ロ 管理部門における当該法人関係情報の抹消方法 - ハ 法人関係情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）
6 禁止行為に関する事項	・禁止行為に関しては、例えば次のような事項について規定することが考えられる。 なお、当該禁止行為の適用除外となる者又は行為（例、法人関係部門内での情報伝達、M&A業務における社外の関係者への伝達等）は、協会員の業態や社内組織等に応じて適宜規定することが考えられる。 - イ 法人関係情報は、所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨 - ロ 第2条第1号の考え方で示した、関連情報等についても<u>所定の手続に則らない場合は社内及び社外ともに伝達禁止である旨</u>

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
	ハ 法人関係部門以外の部門の者から法人関係部門又は管理部門に対して、法人関係情報及び関連情報等（対象とする関連情報等の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨 ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報等の有無を詮索する行為（自社の規則や業務フロー等に照らしてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨 ホ 法人関係部門又は管理部門の者は、法人関係部門又は管理部門以外の部門の者から、法人関係情報又は関連情報等及びその取得に関する照会があった場合は回答してはならない旨 ヘ 法人関係情報又は関連情報等に基づいて自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨 ト 役職員は、法人関係情報又は関連情報等に基づいて自己投資を行ってはならない旨 チ 顧客に対して法人関係情報又は関連情報等を提供して勧誘を行ってはならない旨

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
7 その他協会員が必要と認める事項	・その他の事項としては、協会員の業態や規模等に応じて、例えば次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。 - イ 自社において法人関係情報を保有している銘柄に関するアナリスト・レポートの作成及び公表に関する手続 注) イについては、本ワーキングにおいてアナリスト・レポートの作成及び公表手続の統一化がなされた場合は、当該手続について具体的に記述する。 - ロ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続 - ハ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について ・上記イにおいてブラックアウトの運用を定める場合は、当該運用において結果として法人関係情報が漏えいすることがないよう、自社のアナリスト・レポートの発行手続や公表方法に照らして適切なものとなるよう留意する。 注) 本ワーキングにおいてアナリスト・レポートの作成及び公表手続の統一化がなされた場合は、それを踏まえた留意事項について具体的に記述する。
（法人関係情報を取得した際の手続） 第 5 条 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。	・第 4 条第 1 号の考え方を参照。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
(法人関係情報の管理) 第 6 条 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	・協会員は、法人関係部門について自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば法人関係部門の設置場所、レイアウト、施錠管理等につき、必要と考えられる物理的な隔離方法を採用することが考えられる。
2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	・法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、自社の法人関係部門の立地、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。
3 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。	・法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、自社の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。
(管理態勢の充実) 第 7 条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。(下線部追加)	・この規則における定期的な検査等のモニタリングとは、協会員の業態や社内組織等に応じて、例えば次のようなものが含まれると考えられる。 - イ 検査（又は監査）を担当する部署が定期的又は随時に行うもの - ロ 当該法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う随時の点検（いわゆる「自店検査」等） - ハ 当該法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的なモニタリング ・検査（又は監査）を担当する部署が行う定期的な検査（又は監査）のサイクルは、協会員の業態や規模等に応じて設定することが考えられる。

協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則	自主規制規則の考え方
	・例えば、当該検査（又は監査）のサイクルが一定期間以上（自社の規模等に応じ、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的なモニタリング等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。 ・自店検査や日常的なモニタリングとしては、例えば、法人関係部門の管理者等が、第6条に規定する法人関係情報の管理について、本考え方に沿った適切なものとなっているかについて、自社の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管やアクセス制限の設定、通話録音や電子メール等について、随時サンプル調査を行うこと等が考えられる。 ・法人関係部門以外の部門において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門における自主点検の考え方に準じた対応を行うことが考えられる。
（規則の考え方） 第8条 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方において定めるものとする。 （下線部追加）	・第1条の考え方のとおり、この「規則の考え方」は、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものであり、協会員に「規則の考え方」に示された内容について、一律的な対応を求めるものではない。 したがって、協会員は、この「規則の考え方」を参考にして、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要はあるが、必ずしも具体例として掲げているすべての事項について対応する必要はない。